

2022年9月9日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 重松 朋宏

” 高原 幸雄

” 上村 和子

賛成者 小川 宏美

” 石塚 陽一

” 住友 珠美

議案の提出について

議員提出第 12 号議案

**国家安全保障戦略等の改定に当たって、  
「敵基地攻撃能力」の保有に慎重な検討を求める意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

## 国家安全保障戦略等の改定に当たって、 「敵基地攻撃能力」の保有に慎重な検討を求める意見書（案）

政府は、年末に向けて外交・軍事政策の基本方針である「国家安全保障戦略」と、それに基づく「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」の安全保障関連3文書の改定に向けた検討を進めている。その中で、日本周辺の「安全保障環境」の変化を理由に、弾道ミサイル等を相手国領域内で阻止する「敵基地攻撃能力」（自由民主党提言では「反撃能力」）保有について検討を進めている。

「敵基地攻撃能力」とは、政府答弁によると「他国の領域において、（中略）まず防空用のレーダーや対空ミサイルを攻撃して無力化し、相手国の領空における制空権を一時的に確保した上で、移動式ミサイル発射機や堅固な地下施設となっているミサイル基地を破壊してミサイル発射能力を無力化し、（中略）更なる攻撃を行うといった一連のオペレーション」（2020年7月9日参議院外交防衛委員会、河野防衛大臣）である。つまり、全面攻撃を相手側に仕掛けるということである。

これまで政府は、敵基地攻撃能力について「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、（中略）他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」（1956年2月29日衆議院内閣委員会、鳩山内閣総理大臣）との見解を表明するとともに、「平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない」（1959年3月19日衆議院内閣委員会、伊能防衛庁長官）と答弁してきた。安保法制に基づく集団的自衛権の行使や、自国への攻撃を予測させる兆候の時点で相手国の指揮統制機能まで含めて「敵基地攻撃能力」を発動することは、これまでの憲法解釈を覆す「先制攻撃」となるおそれがある。

また、「敵基地攻撃能力」保有によって、軍事力を強化すれば相手もさらに軍事力を強化し、結果として自国の脅威が増す、いわゆる「安全保障のジレンマ」（2022年5月26日衆議院予算委員会、岸田内閣総理大臣）に陥り、東アジア地域で軍拡競争と軍事的緊張を加速化する危険性がある。

「敵基地攻撃能力」を有する極超音速ミサイル等の研究開発を行っているのは、国立市と立川市にまたがる防衛装備庁航空装備研究所である。また、本市の近隣には、在日米軍や航空自衛隊の司令部がある横田基地をはじめ、重要な軍事施設が点在し、攻撃されるリスクが高まる。

よって国においては、国家安全保障戦略等の改定に当たっては、「敵基地攻撃能力」の保有に慎重な検討を求めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2022年9月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、防衛大臣